

令和6年度年金セミナー

2月6日(木)に、3年生向けに年金セミナーを実施しました。今回は、日本年金機構 諫早年金事務所から加藤 光一郎様を講師としてお招きし、年金制度について、動画も交えてわかりやすく説明していただきました。

公的年金制度は国民の生活を支える社会保障制度の一つです。高齢者になった時に受け取る「老齢年金」だけでなく、事故や病気で障害が残った時に受け取る「障害年金」や、一家の働き手が亡くなった時に受け取ることができる「遺族年金」があることがわかり、とても安心できるしくみだと生徒は感じていました。また、20歳になったら保険料を納める義務が生じます。特に学生の間は「免除」や「猶予」制度なども利用することができるということを知り、手続きや情報を集めることなどが大切だと分かりました。

最後に、生徒を代表して2組の蒲原明李さんがお礼の言葉を述べました。



講師 加藤さん

本日のまとめ

- 学生の方でも20歳になったら公的年金制度に加入し、保険料を納める義務がある
- 保険料を納めることが困難な場合は、「免除」または「猶予」制度がある
- 公的年金は「世代と世代の支え合い」
- 「老齢年金」のほか、まさかのときに受け取れる「障害年金」や「遺族年金」がある

